

「くらしの便利帳」企画提案に関する業務委託仕様書

1 「くらしの便利帳」企画・制作に関する業務内容

(1) 作業概要

行政情報に加え、区民生活に密着した地域情報を取り入れた付加価値の高い情報冊子「くらしの便利帳」（以下「便利帳」という。）を発行し、区民に提供することを目的とする。なお、便利帳の名称は区と受託事業者（以下「事業者」という。）との協議により決定する。

(2) 履行期間

契約締結の翌日～令和2年5月中旬予定

(3) 発行形態及び役割分担

次の①～③の内容を合わせた協働発行形態とし、掲載内容は複数年（3年程度以上）の利用を想定したものとする。なお、区民の需要が高い防災情報（既刊14～17ページ）、医療機関情報（既刊134～158ページ）は①か②のうちに必ず掲載することとする。

① 特集ページ（既刊2～17ページ）は、「江戸川区の魅力」が伝わるような企画記事（テーマは自由）を掲載する。掲載に当たっては、江戸川区（以下「区」という。）と事業者で構成案を作成し、取材・原稿作成・編集は事業者が行う。

② 行政情報ページ（既刊19～133ページ）は、便利帳の前半部分を使用する。行政情報ページの原稿作成は区が行い、掲載情報の責任を負う。区が提供した情報を基に、事業者が編集し、適宜、イラスト・写真等を掲載する。

③ 広告ページは、原則として便利帳の後半部分を使用するが、特集ページと関連のある事業内容の広告であれば特集ページ内でも使用を可能とする。また、行政情報ページへは原則として掲載しないこととする。掲載に伴う企画・取材・編集等は事業者が行い、掲載に係る一切の責任を負う。掲載情報の選定に当たっては、事前に区と協議の上、決定すること。

※ 広告の掲載場所は、表回り（表紙を除く）の使用も可能とするが、総ページ数の10%を越えないこと。

(4) 業務内容

① 区が作成した行政情報原稿（電子データ、紙）の編集

② 区から指示された特集ページ及び行政情報ページに関する編集

③ 行政情報ページの編集会議への出席及び行政情報に関する改善案の提示

④ 行政情報ページに必要な画像等の資料の提供

※ 原則、業務に必要な写真は区が用意する。ただし、紙面の構成上、必要となる新たな写真（区が保有していないもの）等については事業者が撮影を行うこととする。なお、その際に発生した著作権処理等については事業者が行うこと。

⑤ 広告の募集及び審査

- ⑥便利帳全体の装丁等のデザイン、レイアウト、版下作成、最終校正
- ⑦印刷及び製本
- ⑧梱包及び納品
- ⑨データのデジタル化（PDFデータ、テキストデータ、電子ブックデータ）
- ⑩その他、便利帳制作に附帯する業務

(5) 規格等

- ①判型 A4判左無線綴じ
- ②ページ数上限 200ページまで
※ページ数は、事業者選定後に協議の上、決定する。
- ③紙質
表紙 再生コート紙135kg程度 ※ニス加工など耐久性を高める工夫を施すこと。
本文 再生紙42kg程度
- ④刷色
行政情報ページ 2色
その他 4色カラー
※ただし、予算内で全ページ4色カラーに対応可能な場合は提案を拒まず、選定の際の評価は高いものとする。
- ⑤印刷方法 オフセット印刷
- ⑥印刷部数 305,000部
- ⑦その他 上記の規格等にとられない新規提案も拒まないこととする。

(6) 便利帳の企画・制作に当たっての事業者の役割と留意事項

- ①編集に当たっては、区と十分協議し、文字の大きさ、見やすさなどユニバーサルデザインを考慮すること。また、カラー面はカラーユニバーサルデザインを配慮して作成し、カラーユニバーサル検査ソフト等を使用し、検査すること。
- ②入稿原稿は、マイクロソフトワード、マイクロソフトエクセル、jpg、PDFのデータ、写真をプリントしたもの、紙ベースにも対応すること。
- ③行政情報ページには、必要に応じて、適宜イラスト・地図を入れること。
- ④行政情報ページの校正は、原則として4回とし、その内1回は色校正とする。
- ⑤本契約で作成した行政情報ページの著作権は、事業者が作成した地図・イラスト等も含め全て区に帰属するものとする。
- ⑥行政情報ページも含め、便利帳の編集ページの記事内の電話番号については、全件正誤確認すること。
- ⑦本契約で掲載した広告に関わる一切については、事業者が責任を負うものとする。
- ⑧広告募集・審査・掲載は、全て事業者の分担とし、その収入は事業者に帰属する。
- ⑨事業者は、自社の広告掲載基準を区に提出すること。また、その内容が本契約に不適当だと区が判断した場合には、区と協議の上、変更したものを本契約に使用する。
- ⑩広告内容は、本契約に使用する事業者の広告掲載基準に加え、「江戸川区くらしの便利帳 広告掲載取扱要綱」（平成13年12月27日区長決裁）にも準拠するものとする。

2 「江戸川区の地図」企画・制作に関する業務内容

(1) 作業概要

地図を活用している区民は多く、関心も高いため、区民の視点に立った企画・編集に努めること。区が用意する行政施設地図の情報などをもとに編集を行う。

(2) 履行期間

契約締結の翌日～令和2年5月中旬予定

(3) 業務内容

①江戸川区全域及び隣接市区の地図

②裏面に上記により作成した地図の上に江戸川区を経由するバスの路線図及び乗り場案内図（新小岩・平井・小岩・一之江・篠崎・瑞江・船堀・東大島・葛西・西葛西・葛西臨海公園駅・京成小岩（市川）等）の情報を掲載

※乗り場案内には乗り場毎に「のりば番号、系統番号、行き先、経由地」のリストを掲載すること

地図の作成に当たっては、国土交通省国土地理院または都知事の承認を得た最新の基図や最新のデータを使用すること。なお、データの使用における承認申請等は事業者が責任を持って行うこと。

事業者は、基図に街区番号を表記し、町名ごとに色分けをすること。また、河川、橋、鉄道、最新の道路状況等の情報、公共施設、警察署・交番、消防署・出張所、郵便局、主な病院、各種学校などに関して事業者が把握する最新の情報とともに、区の施設や区域などを記載すること。バス路線は、運行会社毎、およびバスの系統毎に識別可能な表現とすること。※基図は事業者で用意することとする。ただし、使用に当たり公的機関への申請等が必要な場合は、相談に応じる。

※乗り場案内図はバス運行事業者に直接問い合わせる等して、最新のものを掲載すること。原則として区から乗り場案内情報の提供は行わない。

(4) 規格等

①縮尺 1/15,000程度

②サイズ A1判相当

③紙質 マットコート紙 四六判90kg以上

④刷色 4色 両面刷り

⑤折り 蛇腹折り4回後、二つ折り

⑥印刷方法 オフセット印刷

⑦印刷部数 315,000部

⑧その他 上記の規格等にとらわれない新規提案も拒まないこととする。

(5) 校正

校正は原則として、出力図校正3回、色校正2回とする。

(6) 地図の企画・制作に当たっての事業者の役割と留意事項

- ①制作に当たっては、区と十分協議し、文字の大きさ、見やすさなどユニバーサルデザインを考慮すること。また、色については、カラーユニバーサルデザインを配慮して作成し、カラーユニバーサルデザイン検査ソフト等を使用し、検査すること。
- ②本業務において貸与された資料は、破損・紛失などの無いように取り扱い、業務終了後は速やかに返却すること。

3 「江戸川区の地図」の挟み込み

便利帳1部ごとに「江戸川区の地図」1部を便利帳の表紙の裏に挟み込むこと。

4 梱包・納品

上下当て紙結束の上、1梱包25部単位に梱包すること。ただし、地図の増刷分についてはこの限りではない。

5 納品日・納品先

区が指定する日・場所に一括して納めることとし、電子データは広報課に納品すること。なお、地図の電子データはイラストレーターとする。

6 検査

区担当者と検査日を調整の上、検査を受けること。

7 著作権の譲渡等

- (1) 成果品については、原則として区の運営、広報等のために必要な範囲内で、区自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上やむを得ず、著作権を区に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に区に申し入れを行い、了解を得ること。区に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、区と協議すること。
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、事業者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時成果物を確認し、修正を行うこと。

8 再委託等の制限

事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、

業務を実施する上で必要があると認められ、あらかじめ区と協議して承諾を得たときはこの限りでない。

9 個人情報の保護

業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合（再委託した場合を含む）は、江戸川区個人情報保護条例を遵守すること。

10 その他

- (1) 本契約の履行に当たり、区との連絡・調整を行う主担当者と副担当者を置くこと。
- (2) 事業者は、広告に関して苦情を受けたときは、速やかに電話や口頭などで区に報告するとともに、事業者において適切に対応し、処理経過について書面で区に提出すること。なお、本契約の終了後も同様とする。
- (3) 契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。
- (4) 印刷後または配布前に誤りが判明し、誤りの度合いにより、正誤表やシール貼付などの対応が必要な場合は、原則、対応すること。なお、その際の費用負担は、区と協議の上、決定する。
- (5) 配布後でも誤りが判明した場合には、PDFデータの修正などの対応をすること。
- (6) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合及び仕様書に定めがない事項については、区と協議の上、決定する。